

台湾訪問型ビジネスマッチング事業受託者募集要領

県では、県内ものづくり企業の海外販路開拓をより強力に推進するため、これまで知事トップセールスを実施してきた国や、相手国との強いネットワークを有する国を対象に、海外とのビジネスマッチングにノウハウを有する事業者を活用し、実効性の高い現地商談を実施する「台湾訪問型ビジネスマッチング事業」を実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

1 委託事業の概要

県内ものづくり企業を対象に、海外への販路開拓等を支援するため、主に次の事業を実施する。

- (1) 個別商談参加企業に対する商談前のコンサルティング
- (2) 参加企業のニーズにマッチした海外企業との商談のセッティング
- (3) 台湾での現地企業訪問による個別商談の実施並びに移動手段、通訳、資料等の手配
- (4) 県と連携した商談後のフォローアップ。(商談後、概ね一カ月程度を目安に現地企業へのアフターフォロー営業を行い、その時点の交渉課題を明らかにし、状況を県へ報告すること)

2 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 委託料 委託料の額は、1,500千円を限度とします。
(消費税及び地方消費税を含む)

4 応募要件

海外企業とのビジネスマッチングの実績を有し、かつ幅広い知識とノウハウを有する事業者で、委託事業を的確に遂行できると認められるものとします。

5 留意事項

- (1) 県や産業支援機関等が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。
- (2) 商談会参加企業の募集、コンサルティング、商談会開催、フォローアップの実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 参加企業から負担金として、各社7万5千円(消費税及び地方消費税を含む)を負担させること。
- (4) 参加企業と円滑なコミュニケーションをとれる連絡体制の構築に努め、ミスコミュニケーションが発生しないように綿密に報告、連絡、相談を行うこと。
- (5) 出展企業の商談実績等の経過把握に努めること。

6 提出書類

- (1) 台湾訪問型ビジネスマッチング事業企画書（別紙様式）

提出部数は、企画書は1部。

ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は5部。

- (2) 会社又は法人の登記事項証明書、印鑑証明書（印鑑を使用しない外国人等は署名証明書）、直前2年分の財務諸表 各1部。

郵送またはメールにて提出してください。メールの場合、全ての資料をデータにして送信してください。

○メール送信先：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

7 提出期限 令和4年11月18日（金）午後5時必着 ※公告日から10日後

8 実施予定団体の選定

- (1) 台湾訪問型ビジネスマッチング事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。

なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。

- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果についての異議申し立ては認めません。

9 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089-912-2473 FAX 089-912-2259